

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十六号）
 新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 雑則（第五十六条・第五十七条） 附則</p> <p>（基本方針） 第四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第五条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～三（略） 四 栄養士又は管理栄養士 一以上</p>	<p>目次 第一章～第五章 第六章 雑則（第五十六条） 附則</p> <p>（基本方針） 第四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第五条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一～三（略） 四 栄養士 一以上</p>

五・六 (略)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし

、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、規則で定める場合にあつては規則で定める方法により算出しなければならない。

6～10 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十七条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～13 (略)

(栄養管理)

第二十二条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

五・六 (略)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、規則で定める場合にあつては規則で定める方法により算出しなければならない。

6～10 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十七条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門

的な見地からの意見を求めるものとする。

7～13 (略)

(新設)

(口腔衛生くわくせいの管理)

第二十二条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(勤務体制の確保等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

5 (略)

(揭示)

第三十四条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の

(非常災害対策)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護老人福祉施設は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 (略)

(揭示)

第三十四条 (略)

(新設)

(新設)

(基本方針)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の

防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条 (略)

2 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(削る)

(削る)

四 (略)

3・4 (略)

(勤務体制の確保等)
第五十三条 (略)

防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

(新設)

第四十六条 (略)

2 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

三 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

イ 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

ロ ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

四 (略)

3・4 (略)

(勤務体制の確保等)
第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第五十五条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十七條まで、第二十九條の二及び第三十一条から第四十三條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十八條に規定する運営規程」とあるのは「第五十二條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第五十五条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第二十二條から第二十七條まで、及び第三十一条から第四十三條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十八條に規定する運営規程」とあるのは「第五十二條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(新設)

覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及び**従業者**は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第五十七条 （略）

（委任）

第五十六条 （略）